



旧朝日小学校が 生まれ変わります

平成28年度3月末をもって閉校した旧朝日小学校は、地域コミュニティ活動の中心地であったことから、校舎およびグラウンドの利活用に際し地域の振興発展に寄与する事業者を公募し、跡地利用者を決定いたしました。

▼旧朝日小学校跡地利用者

株式会社コミュニティネット

(東京都千代田区有楽町1-7
1有楽町電気ビル南館5階)

▼旧朝日小学校を利用した主な事業内容

- ・コミュニティカフェ
- ・市場での野菜、自然食の販売
- ・よろず相談所
- ・こころと体の健康室
- ・乳製品の加工所
- ・障がい者のグループホーム
- ・サービス付き高齢者住宅の運営
- ・人形劇団 など

▼問合せ 総務課契約管理係

☎ 6902



那須地域における山地災害対策に関する 協定を結びました



1月25日、栃木県建設業協会那須支部会館で、「那須地域における山地災害対策に関する協定」の調印式が行われました。

この協定は、県と栃木県北建設業協同組合が連携・協力し、大田原市、那須塩原市及び那須町内における山地災害の未然防止、減災、早期復旧に向けた推進を目的に締結されたものです。

ふるさと納税 お礼品協力事業者の募集について

ふるさと納税（ふるさと那須町応援寄附金）を寄附いただいた方へ送るお礼品を平成30年4月から大幅に見直します。

また、見直しに合わせふるさと納税制度を活用し、町の魅力を全国へ発信するお礼品協力事業者を募集します。

▼募集要件

- ・町内に事業所がある企業、個人事業主等
- ・町税の滞納がないこと
- ・インターネットまたはファックスでの対応が可能なこと



※その他、お礼品選定基準等がありますので詳しくはお問い合わせください

▼問合せ 企画財政課まちづくり係 ☎ 6935

請求手続きはお済みですか？ 第十回特別弔慰金

戦没者等の死亡当時のご遺族で平成27年4月1日において公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に特別弔慰金が支給されます。請求がお済みでない方は、期限までに保健福祉課で手続きしてください。

▼対象者

- ①平成27年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- ④右記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限りません。

▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▼請求期間

平成30年4月2日(月)まで

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができません。

▼問合せ

保健福祉課福祉係 ☎ 6917